

福島県公式 Web サイト再構築に係る調査・分析及び仕様書作成等業務 に係る公募型プロポーザル実施要領

この要領は、福島県公式 Web サイト再構築に係る調査・分析及び仕様書作成等業務において、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により委託契約候補者を選定するための手続について、必要な事項を定めるものである。

1 委託業務の目的

福島県公式 Web サイトは、県政の総合的な情報発信という重要かつ中心的な役割を担っている。その一方で、平成 25 年度に実施した前回のリニューアルから約 13 年が経過し、本県の公式 Web サイトを通じた県政情報発信を取り巻く状況は様々な面で大きく変化してきている。

さらに、本県においては庁内各部局が開設・運営するポータルサイト、SNS 等も多数あり、これらの Web コンテンツ間の連携の要として県公式 Web サイトの担うべき役割はますます大きくなっている。

こうした環境変化に対応し、サイト構造の見直しやサイト内動線、ページ階層、デザインの改善その他必要な対策を行い、どのような利用者にも使いやすく、見やすく、分かりやすい県公式 Web サイトへと刷新し、本県の県政情報発信機能を強化するため、県公式 Web サイトの再構築に着手する。

このことから、県公式 Web サイトの再構築に関する方針を決定する上で、その前提となる調査及び分析、調達に係る仕様書の作成その他の作業を行い、県公式 Web サイト再構築の円滑かつ効果的な実施に資することを目的とする。

2 委託業務の概要

(1) 業務名

福島県公式 Web サイト再構築に係る調査・分析及び仕様書作成等業務

(2) 業務内容

別紙「委託業務仕様書」のとおり

(3) 選定方式

委託業務仕様書に対する企画提案書の書類審査を行い、最も優れた企画提案者（単独随意契約の予定者）を選定する。

(4) 委託業務期間

契約締結日から令和 8 年 11 月 30 日（月）まで

(5) 委託料の上限額

7, 216, 000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

※提案内容（追加提案のものも含む）に係る全経費が委託料に含まれること。

3 実施スケジュール

項目	日程
質問書の提出期限	令和8年 5月 8日 (金) 午後3時
質問書への回答	令和8年 5月12日 (火) まで
参加申込書提出期限	令和8年 5月13日 (水) 午後5時
参加資格の確認通知	令和8年 5月14日 (木) まで
企画提案書等提出期限	令和8年 5月18日 (月) 午後5時
審査の結果通知	令和8年 5月25日 (月) 予定
仕様協議・契約締結	令和8年 6月上旬予定

4 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たしている者であること。

- (1) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 本実施要領を公示した日から契約締結日までの期間において、福島県における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。
- (3) 会社更生法 (平成14年法律第154号) の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者 (同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。) 又は民事再生法 (平成11年法律第225号) の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者 (同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。) でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号) 第2条第2号に規定する暴力団 (以下「暴力団」という。) に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。
 - ア 役員等 (提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。) が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員 (以下「暴力団員」という。) である者。
 - イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
- (5) 県税を滞納している者でないこと。
- (6) 消費税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

5 手続等に関する事項

(1) 実施要領等の入手方法

実施要領及び各種様式の電子データは、福島県総務部入札情報のウェブページから取得することができる。電子メール、郵送等による配付は行わない。

<URL>総務部入札情報のウェブページ

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01115a/somubu-nyusatsu.html>

(2) 質問等の受付

本プロポーザルの募集要領に関し質問がある場合は、質問書（様式第1号）に記入し、以下により提出すること。

ア 受付期間

令和8年5月8日（金）午後3時まで（必着）

イ 提出方法

広報課（kouho@pref.fukushima.lg.jp）へ電子メールにより提出すること。件名は「質問書（福島県公式Webサイト再構築に係る調査・分析及び仕様書作成等業務）」とし、電子メールの送信後は送信した旨を必ず電話連絡し、受信確認を行うこと。なお、電話又は口頭による質問は受け付けない。

ウ 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、質問者名を伏せた上で、令和8年5月12日（火）までに総務部入札情報のウェブページに掲載する。なお、個別の回答は行わない。

(3) 参加申込

プロポーザルに参加する意思のある者は、ウに記載の提出書類を以下により提出し、参加資格の確認を受けること。なお、この提出がない者の企画提案は受け付けない。

ア 提出期限

令和8年5月13日（水）午後5時（必着）

イ 提出方法

広報課へ電子メール、郵送（書留郵便若しくはレターパックプラスに限る。）又は持参により提出すること。

※ 電子メールにより提出する場合は、広報課（kouho@pref.fukushima.lg.jp）へ件名を「参加申込書（福島県公式Webサイト再構築に係る調査・分析及び仕様書作成等業務委託）」として提出すること。電子メールの送信後は送信した旨を必ず電話連絡し、受信確認を行うこと。

※ 持参による提出の受付時間は、月曜日から金曜日まで（祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、令和8年5月13日（水）は午後5時までとする。

ウ 提出書類

(ア) 参加申込書（様式第2号）

(イ) 会社概要（様式第3号）

(ウ) 法人等の直近2年分の決算書又は事業報告書

(エ) 業務実績書（様式第4号）

(オ) 秘密保持誓約書（様式第5号）

エ 参加資格の確認

広報課において参加申込書の内容及び参加資格の確認を行い、その結果を令和8年5月14日（木）までに電子メールで通知する。

オ その他

(ア) 参加申込書の提出をもって、本募集要領の記載内容を承諾したものとみなす。

(イ) 参加申込書を提出したものの、企画提案書の提出を辞退する場合には、参加辞退届（様式第6号）を下記9に記載の提出先に、電子メール、郵送（書留郵便若しくはレターパックプラスに限る。）又は持参により、企画提案書等の提出期限までに提出すること。

(4) 企画提案書等の提出

参加申込を行った者は、企画提案書等を以下により提出すること。

ア 提出期限

令和8年5月18日（月）午後5時（必着）

イ 提出方法

下記9に記載の提出先に、郵送（書留郵便若しくはレターパックプラスに限る。）又は持参により提出すること。

※ 持参による提出の受付時間は、月曜日から金曜日まで（祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、令和8年5月18日（月）は午後5時までとする。

ウ 提出書類

(ア) 企画提案書（様式任意）

(イ) 工程表（様式任意）

(ウ) 業務実施体制（様式任意）

(エ) 参考見積書（様式任意）

(オ) 担当者経歴書（様式第7号）

(カ) その他企画提案を説明するのに必要な書類

エ 提出部数

紙媒体：正本1部、副本6部

電子媒体：1部（PDF ファイルを収録した CD-R 又は DVD-R）

オ 企画提案書等の内容

企画提案書等の提出書類は、次の事項に留意して作成すること。次の事項（様式の体裁、枚数及び記載文字の大きさ等の指定）が守られていない場合、当該様式に係る評価項目について、守られていない事項の部分を評価しない。

(ア) 共通事項

① 様式任意のものを除き、指定する様式で作成すること。

- ② 用紙の大きさは、原則として日本産業規格A 4判とする。ただし、文章を補完する図表等を用いるために必要なときはA 3判の使用も可能とする。A 3版を使用する場合は、A 4版に折り込むこと。
- ③ 文字の大きさは、注記等を除き原則として11ポイント以上とする。
- (イ) 企画提案書
 - ① 委託業務仕様書(案)に示した内容について、具体的に記載すること。
 - ② 文書を補完する図表等を使用し、分かりやすく記載すること。
- (ロ) 工程表
 - ① 業務実施スケジュール、業務実施上の配慮事項等について簡潔に記載すること。
 - ② 文書を補完する図表等を使用し、分かりやすく記載すること。
- (ハ) 業務実施体制
 - ① 担当者の人数、配置及び業務分担について記載すること。
 - ② 文書を補完する図表等を使用し、分かりやすく記載すること。
- (ニ) 参考見積書
 - ① 業務に要するすべての経費を計上し、業務内容ごとに区分して積算すること。
 - ② 提出した参考見積書は、プロポーザル評価項目の一つとするほか、業務委託料の積算の際の参考とする。
- カ 提出上の注意事項
 - (ア) 企画提案書は1社1案とする。
 - (イ) 期限までに提出されなかった提出書類は、いかなる理由でも受け付けない。
 - (ロ) 提出書類の作成及び提出に要する経費はすべて提案者の負担とする。
 - (ハ) 提出された提案書等は返却しない。
 - (ニ) 提出後における提案書等の内容変更、差替え又は再提出は認めない。
 - (ホ) 提出された企画提案書等の内容について、問合せを行う場合があるので、県が指示する期日までに回答すること。
 - (ヘ) 提出された企画提案書等は、県において、審査及び説明を目的として、その写しを作成し使用することができるものとする。
 - (ヘ) 提出された企画提案書等は、提出者の情報保護の観点から、原則として非開示とする。ただし、提出書類に虚偽の記載があった場合等は、必要に応じて開示することもある。なお、開示する際は、企画提案書等の写しを作成し、使用することができるものとする。
 - (ケ) 企画提案書を提出した後に辞退する際には、参加辞退届(様式第6号)を速やかに提出すること。
- (5) 失格に関すること
 - 次のいずれかに該当する場合は、失格とする。
 - ア 提出者が上記4に定める参加資格等を満たしていない場合。
 - イ 同一の者が2つ以上の提案書を提出した場合。

- ウ 見積書の金額が2(5)記載の委託料の上限額を超過している場合。
- エ 虚偽の内容が記載されている場合。
- オ 本実施要領に示す条件に違反した場合。
- カ 契約までの間に、企画提案書で提示した業務実施体制に記載した担当者が本業務に携わることが困難になった場合。ただし、病気、事故等、やむを得ない事情があり、かつ同等の業務実施体制を構築できると認められる場合を除く。
- キ その他、あらかじめ県が指示した事項に違反した場合。

6 プロポーザルの審査に関する事項

(1) 審査方法

期限までに提出のあった企画提案書について福島県が設置するプロポーザル審査委員会において書面審査で評価し、業務委託予定者（単独随意契約の予定者）を選定する。

なお、提案者が1者の場合は、審査委員が審査基準に基づいて審査を行い、審査委員6名のうち4名が70点以上の評価をすれば、その提案者を業務委託予定者として選定する。

(2) 審査における評価基準

審査項目	配点	評価基準
業務理解度	30点	<ul style="list-style-type: none"> ○業務の目的及び内容を十分に理解し、県の考えと相違のない取組方針を有しているか。 ○福島県公式Webサイトにおける現状や課題を的確に把握しているか。
提案内容	30点	<ul style="list-style-type: none"> ○福島県公式Webサイト再構築方針の検討に資する調査・分析として有効な提案がなされているか。 ○専門的知見を活用した実施内容となっているか。 ○調達関連支援について、十分な調査と情報の整理を行う提案となっているか。 ○適切な成果品を提示しているか。
自由提案	10点	<ul style="list-style-type: none"> ○本事業の効果を更に高めるような自由提案はあるか。
業務実施体制	10点	<ul style="list-style-type: none"> ○提案内容を確実に履行可能な体制の構築と適切な人員配置がなされているか。 ○十分な専門性・経験を有する人員が適切に配置されているか。 ○県と十分な意思疎通を行うことができる体制となっているか。 ○機密情報の取扱いや管理体制は適切か。
業務実績	10点	<ul style="list-style-type: none"> ○本業務と同程度の業務履行実績を有している

		か。
業務スケジュール	5点	○作業内容、作業期間及び各成果品の納品時期が具体的に示されているか。
費用見積	5点	○見積書に所要経費及び算定根拠が明確に示されており、適正な内容になっているか。

(3) 審査結果の通知

審査結果は、プロポーザル審査参加者全員に通知するとともに、福島県総務部入札情報のウェブページに掲載する。

7 契約等に関する事項

(1) 仕様協議

選定した委託契約候補者と福島県が協議し、委託契約候補者から提案された内容を反映させて仕様書を確定し、契約を締結する。

仕様書の内容は委託契約候補者が提案した内容を基本とするが、協議により提案内容のとおりには反映されない場合もある。

(2) 契約金額の決定

契約金額は協議結果に基づき仕様書を作成し、改めて見積書を徴取し決定する。

(3) 契約保証金

契約に当たっては、福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第228条の規定により契約保証金を県に納付するものとする。なお、納付された契約保証金は、契約の相手方が契約上の義務を履行したときに還付する。ただし、福島県財務規則第229条の規定に該当する場合、契約保証金は免除する。

(4) 契約に関する条件等

ア 受託者は、業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。業務の一部を第三者に委託する場合は、事前に県と協議して了承を得ること。

イ また、企画提案書に基づく委託業務を履行できなかった場合において、再度の履行が困難又は合理的でないときは、県は契約相手方に対し契約金額の減額、損害賠償の請求、契約の解除、違約金の請求を行うことができる。

ウ 本事業の支払は精算払とする。

8 その他

(1) 契約後に提案書に基づく履行ができなかった場合において、再度の履行が困難又は合理的でないときは、契約金額の減額、損害賠償の請求、契約の解除、違約金などの措置を行う場合がある。

(2) 委託契約候補者とは福島県財務規則に基づき契約交渉を行うが、上記4及び5(5)の欠格条項等に該当する場合（企画提案書等の提出から契約までの間に該

当することになった場合を含む。)は、その者とは契約の締結は行わない。なお、この場合は、次点の者を委託契約候補者とする。

(3) 委託契約候補者と福島県との間で行う契約締結の協議が整わなかった場合、委託契約候補者から改めて徴取した見積書の金額が上記2(5)の委託料の上限額を超過している場合又は委託契約候補者が契約を辞退した場合は、次点の者を委託契約候補者とする。

(4) 本業務の契約相手方並びにこの契約相手方の落札者の財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)第8条に規定する親会社及び子会社、同一の親会社を持つ会社並びに緊密な利害関係を有する事業者は、仕様書に規定する県公式Webサイト再構築の構築事業者選定に係る契約相手方決定手続に参加することはできない。

(5) 本手続において使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨とする。

9 問合せ先及び関係書類の提出先

福島県総務部広報課(担当:大信田)

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号(福島県庁本庁舎2階)

電話番号:024-521-7012

電子メールアドレス:kouho@pref.fukushima.lg.jp